個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】市民課・市民係

四八月秋ノブイル海(早景/			
個人情報ファイルの名称	住民記録システム		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課	健康福祉部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく事務を	行うため	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3旧氏、4生年月日及び年齢、5性別、6住所、7住定日、8世帯主、9続柄、10本籍地、11筆頭者、12前住所、13転出予定地、14転出地、15通称、16国籍・地域、17在留資格、18在留カード等の番号、19法第30条の45に規定する区分、20在留期間等、21在留期間の満了の日、22個人番号、23住民票コード、24世帯番号、25備考		
記録範囲	館山市に住民票を有する者、住	民票を有していた者	
記録情報の収集方法	本人、同一世帯人、代理人、公	本人、同一世帯人、代理人、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 館山市総務部総務課		
在地	(所在地) 〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	住民基本台帳法第8条		
	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			
·			

【課名・係名】市民課・市民係

		111 12 111		
個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム			
行政機関等の名称	館山市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課			
個人情報ファイルの利用目的	館山市印鑑条例に基づく事務を	館山市印鑑条例に基づく事務を行うため		
記録項目	1 宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6印影、7世帯番号、8印鑑登録番号、9印鑑登録日、10確認方法、11登録場所、12照会年月日、13回答期限、14消除日、15消除事由、16廃止場所、17届出者、18回答者			
記録範囲	印鑑登録をしている者及び印鑑	登録していた者		
記録情報の収集方法	本人、代理人			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	含む		
記録情報の経常的提供先				
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	ファイル □有 ☑ 無 非該当			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)			
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_			
備考				

【課名・係名】市民課・市民係

個人はおっているなが		113 EC IVI	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	館山市印鑑条例に基づく事務を	行うため	
記録項目	1印影、2氏名、3住所、4生年月日、5性別、6備考、7登録番号、8登録年月日、9消除年月日、10適用		
記録範囲	印鑑登録をしている者		
記録情報の収集方法	本人、代理人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	含む	
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課		
	(所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・市民係

□八円取フケール(本来)		117 DV	
個人情報ファイルの名称	臨時運行許可台帳	臨時運行許可台帳	
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	自動車の臨時運行許可に関する	規則に基づく事務を行うため	
記録項目	1 許可番号、2 許可年月日、3 返納年月日、4 番号標番号、5 車名、6 形状、7 車台番号、8 運行の目的、9 運行の経路、1 0 運行の期間、1 1 申請人住所、1 2 申請人氏名又は名称、1 3 連絡先		
記録範囲	臨時運行許可申請者		
記録情報の収集方法	本人及び番号標受領者		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	含む	
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	ファイル □有 ☑ 無 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・市民係

		111 12 111	
個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付受付簿		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードに関する事務を	行うため	
記録項目	1 交付年月日、2氏名、3 製造番号、4 署名用電子証明書の有無、5 利用者電子証明書の有無、6 点示の有無		
記録範囲	個人番号カードを交付した者		
記録情報の収集方法	本人	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務(戸籍届出等受付管理事務、戸籍簿・除籍簿・改製原 戸籍簿管理事務等)、戸籍の附票(住所履歴作成等)に関する 事務、各種戸籍に関する証明書発行事務を行うため		
記録項目	戸籍届出事項、各種申出事項 (1本籍、2筆頭者氏名、3戸籍編製日、4戸籍消除日、5本 人氏名、6届出人氏名、7父母・養父母の氏名、8父母・養父 母との続柄、9住所、10生年月日、11本人に係る身分関係 事項(出生、婚姻、認知、離婚等)、12戸籍届出受付日、1 3届出種類など)		
記録範囲	本籍を有する者、本籍を有していた者、届出人		
記録情報の収集方法	本人、届出人、公用請求により市区町村(届書に戸籍が添付されていない場合)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	戸籍情報連携システム(法務省、市区町村)、戸籍法に基づく 公用請求や職務上請求などの請求者		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)館山市総務部総務課 館山市健康福祉部市民課(証明発行事務)		
	(所在地)〒294-8601 館山市北条 1145-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	戸籍(除籍・改製原戸籍を含む)の記載に錯誤がある場合、戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)第113条、第114条、第116条に基づき、家庭裁判所の許可を得て戸籍訂正申請ができる。なお、戸籍法第24条第2項、同第3項に基づく簡易訂正と認められる場合、市へ訂正申出ができる。また、同法第27条の2第3項に基づき、本人来庁時以外に戸籍届出(婚姻、協議離婚、協議縁組、協議離縁、認知)を受理しないよう事前申出ができる<不受理申出制度>。		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号□法第60条第2項第2号(電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
ILLONIN TWO OF THE STATE OF THE	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		

作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	開示の多くは、戸籍法第 10 条及び同法第 10 条の 2、住民基本 台帳法第 12 条及び同法第 12 条の 2 の規定などに基づく、証明 書交付申請に対する各種証明書の発行によるものである。

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

【課名・係名】市民課・戸籍係

四八月秋ノノイル海(千赤)	■ 【味行・休行】川氏味・尸精体			
個人情報ファイルの名称	戸籍届書(法務局より移管を受けたもの)			
行政機関等の名称	館山市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課			
個人情報ファイルの利用目的	戸籍届出に関する受理証明書及び届出事項証明書の発行や戸 籍訂正事務を行うため			
記録項目	戸籍届出事項、各種申出事項、人口動態調査事項 (1本籍、2筆頭者氏名、3戸籍編製日、4戸籍消除日、5本 人氏名、6届出人氏名、7父母・養父母の氏名、8父母・養父 母との続柄、9住所、10生年月日、11本人に係る身分関係 事項(出生、婚姻、認知、離婚等)、12戸籍届出受付日、 13届出種類、14その他人口動態調査に必要な事項など)			
記録範囲	本人、届出人、証人など届書に記載されている者 出生証明書や死亡診断書などの添付書類に記載されている者			
記録情報の収集方法	本人、届出人	本人、届出人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない			
記録情報の経常的提供先	法務省(管轄法務局:戸籍訂正時)			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課館山市健康福祉部市民課(証明発行) (所在地)〒294-8601 館山市北条 1145-1			
 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等				
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)			
一行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_			
備考	受理証明及び記載事項証明は、戸籍法第48条の規定に基づき、証明書交付申請により、開示(交付)する。			

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

【課名・係名】市民課・戸籍係

		ノー・カロント	
個人情報ファイルの名称	人口動態調査票データ		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	統計法による基幹統計に基づく人口動態調査票作成事務を行 うため		
記録項目	戸籍届出又は死産届出により、人口動態調査に定める事項 (1受付年月日、2本人氏名、3父母の氏名、4父母との続柄、 5生年月日、6性別、7住所、8本籍、9発生日、10発生場 所、11国籍、12世帯の主な仕事、13職業・産業(国勢調 査実施年度のみ)、14出生証明書情報、15死亡診断書等情報、16死産児情報、17婚姻後の氏、18初婚・再婚の別、 19離婚時の未成年の子の数など		
記録範囲	人口動態調査対象届書(出生、死亡、婚姻、離婚、死産)に記載されている者(証人を除く)及び死亡診断書等作成者		
記録情報の収集方法	本人、届出人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	人口動態調査オンラインシステム(厚生労働省)、千葉県		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条 1145-1		
 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
一行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考	記録項目は、調査必携に基づき、一部省略や四捨五入により作成するものがある。死産届について戸籍法に基づく届出ではないため、千葉県(管轄保健所)へ届書を送付している。		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

四八月取ノブイル海(年景/			
個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム台帳		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者資格管理事務・被保険者証交付事務・保 険給付事務・標準負担額認定関係事務・高齢受給者証交付事務 等に使用する		
記録項目	国保番号,処理番号,員番,宛名番号,適用開始事由,適用開始日,適用開始日,適用開始届出日,適用終了事由,適用終了日,適用終了届出日,保険証回収日,特定同一所属者開始,特定同一所属者終了,旧被/非自/現半,旧被扶養者開始,旧被扶養者終了,本人・被扶養区分,扶養・本人員番,退職開始事由,退職開始日,退職開始届出日,退職終了事由,退職終了日,退職終了届出日,非課税サイン,負担区分,収入額適用申請日,減額認定,要保護,減額申請日,保険者番号(取得前),保険者開始日,保険者終了日,保険者区分,記号,番号,枝番,保険者番号(喪失後),特定者,特定者開始日,特定者開始届出日,特定者終了日,特定者終了届出日,所得情報照会サイン,強制入力,職業区分,申告区分,総所得金額,総所得金額(30%),軽減判定所得,軽減判定所得(30%),前期判定所得,低所得判定所得,収入金額,国保合計所得,国保合計所得(30%),住民税総所得,市町村所得割額,市町村均等割,所得税,給与収入,年金収入,294条,所得算出(住民税アンマッチ)注意,所得金額調整控除(子ども等)算出注意,削除サイン,氏名番号,資産税額,宛先区分,氏名カナ,氏名,性別,生年月日,続柄,住民となった日,国籍,在留資格,在留期間終了,郵便番号,住所コード,住所,番地,様方,世帯番号,世帯区分,世帯主氏名カナ,世帯主任所コード,世帯主性別,世帯主生年月日,世帯主郵便番号,世帯主住所コード,世帯主任所,世帯主任所,世帯主番地,世帯主様方,世帯主行政区,世帯主宛名番号		
記録範囲	館山市国民健康保険被保険者及び世帯主		
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民記録システム、個人住民税システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】市民課・国保係

個人情報ノアイル海(単宗/	【課名・係名】巾民課・国保係		
個人情報ファイルの名称	国保総合システム台帳		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	保険給付事務、医療費通知事務	に使用する	
記録項目	資格項目(氏名,生年月日,性別,世帯番号,宛名番号,被保険者証記号,被保険者証番号) 請求データ(診療年月,審査年月,本人家族入外,保険制度,保険種別,給付割合,医療機関,処方箋交付医療機関,診療開始日,算定区分,特記事項,保険者番号,入院年月日,レセプト全国共通キー,負担者番号,受給者番号,療養の給付等(日数,請求点数,決定点数,請求一部負担金,決定一部負担金,請求公費負担額,決定公費負担額),食事(回数,請求基準額,決定基準額,標準負担額),突合查定情報,その他情報,保険者振替レセプト情報,給付修正理由,療養費情報,資格給付エラー履歴,費用算定結果,高額療養費計算用金額,診療報酬明細書		
記録範囲	館山市国民健康保険被保険者及	館山市国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	千葉県国民健康保険団体連合会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	_		
による特別の手続等 個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関	(実施なし)		
する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			

	H11.111	
療養費業務システム台帳		
館山市長		
健康福祉部市民課		
療養費の支給事務に使用する		
世帯主情報(被保険者証記号,被保険者証番号,世帯番号,世帯区分,世帯主区分,氏名(カナ),氏名(漢字),生年月日,性別,住所,電話番号)個人情報(被保険者証記号,被保険者証番号,世帯番号,宛名番号,続柄,制度区分,氏名(カナ),氏名(漢字),生年月日,性別,国保取得届出日,国保取得年月日,国保取得事由,国保喪失届出日,国保喪失年月日,国保喪失事由,国保給付開始日,国保給付終了日,退職該当日,退職非該当日)基本情報(状態区分,レセプト全国共通キー,支給申請書受理番号,支給額,充当金額,その他,差引支給額,審査年月,申請年月日,支給決定年月日,支給予定年月日,支給年月日,支給取消年月日,平スタ所得区分,レセプト所得区分,勧奨通知作成年月日,審査依頼区分,審査結果区分,返戻または却下理由,備考,支給状況)診療情報(診療費種別,点数表,診療年月,診療期間,海外療養費,本人家族,入外,特別療養費,入院年月日,同意年月日,診療実日数,保険種別,給付割合,初診料有無,支給開始日,支給終了日,傷病コード,傷病名)医療費情報,差額情報,転帰情報,公費情報,支払先情報		
館山市国民健康保険被保険者及び世帯主		
本人又は代理人、国民健康保険団体連合会		
含む		
千葉県国民健康保険団体連合会		
(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
非該当		
(実施なし)		
	療養費業務システム台帳 館山市長 健康福祉部市民課 療養費の支給事務に使用する 世帯主情報(被保険者証記号, 世帯主情報(被保険者証記号, が、世帯主者号) 個人精柄、制度区分、氏保取保政の方、にの方、のでは、の方、のでは、の方、のでは、の方、のでは、の方、のでは、の方、のでは、の方、のでは、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、の方、	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】市民課・国保係

<u>個人情報ファイル溥(単宗)</u>	【課名・係名】巾氏課		
個人情報ファイルの名称	療養費代理受領申出管理ツール		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	療養費の支給事務に使用する		
記録項目	点検結果,資格確認状況,同意状況,申請状況,レセプト分割情報,過誤申出,不当利得,申出結果,レセプト情報(保険者番号,レセプト全国共通キー,請求媒体,診療年月,点数表,本人・家族・入院・外来,医療機関コード,医療機関名,費用額,食事基準額,高額療養費,長期高額療養費,公費法別番号)被保険者情報(被保険者証記号,被保険者証番号,宛名番号,受診者氏名(漢字・カナ),生年月日,性別,世帯主氏名(漢字・カナ),続柄,郵便番号,住所,番地,方書)療養費代理受領申請情報(振替先保険者番号,振替先保険者名称,振替先被保険者証記号,振替先被保険者証番号)		
記録範囲	館山市国民健康保険被保険者及び世帯主		
記録情報の収集方法	本人又は代理人、千葉県国民健康保険団体連合会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む		
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関	(実施なし)		
する提案をすることができる期間 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(実施なし) <u></u>		
備考			

四人情報ノブイル海(半赤)				
個人情報ファイルの名称	高額療養費支給システム台帳			
行政機関等の名称	館山市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費の支給事務に使用す	高額療養費の支給事務に使用する		
記録項目	基本項目・転送先項目(世帯管理番号,被保険者証記号,被保険者証番号,世帯主名カナ,世帯主名漢字,保険者番号,地区コード,郵便番号,住所,番地・枝番,方書,転送有無,宛て名,支払方法,銀行コード,支店コード,預金種目,口座番号,口座名義人)滞納・予備(滞納区分,予備)申請簡素化(滞納者区分,簡素化対象外,同意年月日)支払状況(申請通知日,申請受付日,支給決定日,主な疾病番号)高額の発生状況(高齢所得区分,課税状況,発生内容,自己負担限度額)高額発生・支給内訳レセプト照会(診療年月,レセプト連番,被保険者情報,区分,レセプト点数・内容,医療費内容)			
記録範囲	館山市国民健康保険被保険者及び世帯主			
記録情報の収集方法	本人又は代理人、千葉県国民健康保険団体連合会			
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む			
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)館山市総務部総務課 (所在地)〒294-8601 館山市北条1145番地の1			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)			
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_			
備考				
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)			

個人情報 ノブイル海(年景)	は		
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者資格・保険料賦課事務		
記録項目	1住民記録情報(宛名区分、宛名番号、処理番号、世帯番号、 氏名、生年月日、性別、続柄、氏名区分、通称名、国籍、在留 資格、在留期間、住民日、消除日、世帯加入期間、異動日、届 出日、異動事由、住所、転入前住所、転出先住所)、 2被保険者情報(被保険者番号、資格取得事由、資格取得年月 日、資格喪失事由、資格喪失年月日、保険者適用開始年月日、 保険者適用終了年月日)、 3基本情報(賦課年度、賦課管理番号、決定日、異動事由、所 得・課税情報 口座情報、送付先情報 等)、 4期別額情報(普通徴収額、特別徴収額、年金情報)、 5算定基礎情報(賦課のもととなる所得額、所得割率、所得割 額、均等割額、算出額、限度超過額、所得割軽減額、均等割軽 減割合、均等割軽減額、年間保険料、月数、月割減額、保険料 額、減免額、保険料額(減免後))		
記録範囲	千葉県後期高齢者医療被保険者及びその世帯員		
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民記録システム、個人住民税システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 館山市総務部総務課		
在地	(所在地) 〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		

作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_
備考	

		问即自区凉干亚尔	
個人情報ファイルの名称	国民年金システム		
行政機関等の名称	館山市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	健康福祉部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法定受託事務及び協力連携事務		
記録項目	1住民記録情報(宛名区分、宛名番号、処理番号、世帯番号、 氏名、生年月日、性別、続柄、氏名区分、通称名、国籍、在留 資格、在留期間、住民日、消除日、世帯加入期間、異動日、届 出日、異動事由、住所、転入前住所、転出先住所)、 2被保険者情報(基礎年金番号、種別、異動事由、異動年月日、 申請免除、法定免除 産前産後免除 付加履歴 等)、 3免除判定情報(免除判定のもととなる所得額 等)		
記録範囲	国民年金加入者及び加入者であった者、その配偶者及び世帯主		
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民記録システム、個人住民税システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 館山市総務部総務課		
在地	(所在地) 〒294-8601 館山市北条1145番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
四八 青秋 ノ ア 1 7007代至 201	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			